

解答用紙

2020年10月7日

科目	年金法令・制度運営		受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会				
問題 1								
設問 1	A	(エ)	B	(ク)	C	(シ)	D	(タ)
	E	(テ)	F	(ニ)	G	(フ)		
設問 2	A	(ウ)	B	(ケ)	C	(キ)	D	(ク)
	E	(ノ)	F	(ハ)	G	(ニ)		
設問 3	A	(ウ)	B	(キ)	C	(コ)	D	(ス)
	E	(ト)	F	(二)				
設問 4	A	(イ)	B	(キ)	C	(コ)	D	(ソ)
	E	(ト)	F	(ネ)	G	(ヒ)	H	(ヘ)
設問 5	A	(イ)	B	(キ)	C	(コ)	D	(ソ)
	E	(チ)	F	(ナ)				
設問 6	A	(ウ)	B	(オ)	C	(サ)	D	(セ)
	E	(チ)	F	(二)				
設問 7	A	(エ) または (オ)	B	(オ) または (エ)	C	(コ)	D	(タ)
	E	(チ)	F	(二)	G	(フ)	H	(ヘ)
設問 8	A	(ア)	B	(ク)				

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2

設問 1	① 資格を有するに至った日
	② 十日
	③ 資格を有するに至った日にさかのぼって
	④ 企業型年金加入者となった日
	⑤ 最も高い額
	⑥ 厚生労働大臣の指定する

設問 2	・ 資産の移換が行われた年月日
	・ 個人別管理資産に充てる資産の額
	・ 法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の
	通算加入者等期間に算入する期間があるときは、当該通算加入者等期間に関する事項

設問 3	・ 企業型年金から確定給付企業年金への年金資産の移換が可能となった。
	ただし、移換先の確定給付企業年金において規約の整備が必要である。
	・ 企業型年金から中小企業退職金共済への年金資産の移換が可能となった。
	ただし、合併・会社分割等に伴う場合に限定した措置である。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	①	最大額
	②	価格変動リスク
	③	負債変動リスク

設問 2	リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金であって、次に掲げる算定方法で財政悪化リスク相当額を算定する場合（ただし、その他の資産の割合が20%以上である場合を除く。）	
	①	計算基準日における積立金の額にリスク算定用資産構成割合を乗じて得た額を用いて標準算定方法に準じて算定する方法
	②	計算基準日以後に積立金、脱退一時金相当額、解約手当金相当額、残余財産若しくは個人別管理資産の移換を受ける場合、積立金若しくは脱退一時金相当額を移換する場合又は実施事業所が増加若しくは減少する場合に、計算基準日における積立金の額に当該増減を反映して標準算定方法に準じて算定する方法
	③	財政悪化リスク相当額を、次の合計とする場合。
	イ	価格変動リスクとして、標準算定方法または上記①・②の方法で算定した額
	ロ	負債変動リスクとして、予定利率を1%引き下げた場合の「通常予測給付現価－掛金収入現価」の増加額（1%引き下げた場合の予定利率が下限予定利率を下回る場合には、当該率を予定利率とみなして算定したことによる増加額）

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

設問1	従来は、以下の①－②＋③で特例掛金の額（下限）が計算されていた。
	① 財政検証の基準日の不足額（純資産－最低積立基準額）に応じた拠出額
	② 翌事業年度における積立金の増加見込額
	③ 翌事業年度における最低積立基準額の増加見込額
	※ ①は以下の合計額
	・ 不足額のうち最低積立基準額の0.1倍未満の部分 ÷ 15
	・ 不足額のうち最低積立基準額の0.1倍以上0.2倍未満の部分 ÷ 10
	・ 不足額のうち最低積立基準額の0.2倍以上の部分 ÷ 5
	改正後は、翌年度の財政検証の基準日の不足額の見込みに応じた拠出額となる。
	具体的な計算方法は上記①と同様だが、不足ごとの区分を求める割合を計算するための最低積立基準額は財政検証の基準日の額を用いる。

設問2	予定利率は0.81%とする。
	ただし、労使合意等（※）を条件に0.81%に0.5%以内の値を加算減算した数値とすることが可能である。
	※ 「厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合」 または 「厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者」の同意（基金型は代議員会の議決）が必要

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (2枚目)

設問3	翌年度末の積立金の額の見込みは $150,000 + 20,000 = 170,000$ (千円)
	翌年度末の最低積立基準額の見込みは、問題文の算式により $192,207$ (千円)
	必要な特例掛金は
	$180,000 \times 0.1 \div 15$
	$+ (192,207 - 170,000 - 180,000 \times 0.1) \div 10$
	$= 1,621 \text{ (千円)}$

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 6

設問 1	A 一定年齢以上	B 定年年齢に到達する前の一定年数
	C 減額率	D 満額が支給されない

設問 2	日本の会計基準：
	従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、
	勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く。

	国際会計基準：
	被用者、又は、第三者（例えば、政府）による拠出の取扱いについて、
	それが自由裁量による場合には、当該拠出の支払いによって勤務費用を減じるとし、
	それ以外の場合には、例えば、勤務に関連するもの場合には、掛金について給付の
	期間配分の定めに従った期間配分を行うこととされるが、拠出の額が勤務の年数に
	対して独立の場合には、当該拠出によって勤務費用を減じる取扱いが認められる。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7

設問 1	<p>退職一時金は「退職所得」として扱われ、所得税の計算はいわゆる分離課税の方式が採用されており、他の所得と課税所得を合算せずに、退職所得にかかる所得金額のみで所得税率を決定し、所得税額を計算する。</p> <p>課税所得は（退職一時金の額－退職所得控除額）× 1 / 2 で計算され、退職所得控除額は、20年以下の勤続年数1年あたり40万円（ただし、80万円に満たない場合は80万円）、20年を超える勤続年数1年あたり70万円にて算定された額となる。</p> <p>なお、障害者になったことが原因で退職した場合は上記に100万円を加算した金額となる。また、前年以前に退職金を受け取ったことがある時等は計算が異なることがある。</p>
------	---

設問 2	<p>定年延長前に入社した従業員については、その支払いをすることについて相当の理由があると認められる場合は退職所得となる。 （所得税基本通達30-2（5）より）</p> <p>定年延長後に入社した従業員については、上記通達は適用されない可能性が高く、その場合、旧定年で支払われる退職一時金については、会社から支払われる額については給与所得、DBから支払われる額については一時所得となる。</p>
------	---

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題8（1枚目）

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論されている企業年金・個人年金の拠出限度額について、所見を述べる問題である。

解答にあたっては、企業年金・個人年金の現状や取り巻く環境の変化等を踏まえ、「制度間の公平性」や「拠出限度額の水準」等といった様々な観点から、知識の列挙に留まらず、自分なりの所見が述べられていけばよい。

論理構成としては、例えば、企業年金・個人年金の拠出限度額にかかる現状と課題を整理し、課題を解決するために考えられる拠出限度額の要否や拠出限度額のあり方を述べるといったことが考えられる。

以下は、企業年金・個人年金の拠出限度額に関する現状と課題、および論点の例示である。他の論点・観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点は与えられるものである。なお、今回の所見の答案では社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論されている内容は抑えられているものの、自分の考えがほとんど述べられていない解答が多くみられた。自分の考えも含めて確りと所見を述べられることを期待する。

■ 拠出限度額の現状及び課題（例）

- ・ 企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額（現行月額5.5万円）は、マクロ経済スライド調整後の公的年金と合わせて、退職前給与の6割に相当する「水準」を勧告して設定されている。
- ・ 算定に当たっての基礎数値は、制度創設時の厚生年金基金の実績を使用している。
- ・ 企業型DCと確定給付型の企業年金制度を併せて実施する場合、当時の厚生年金基金の上乗せ水準の平均から確定給付型の企業年金制度を上記「水準」の2分の1として一律に評価し、残り部分という考え方から、確定給付型の企業年金制度を併せて実施する場合の

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題8（2枚目）

企業型DCの拠出限度額は一律半額（現行月額2.75万円）と設定されている。

■拠出限度額の要否の論点（例）

- ・拠出限度額が要または否とする根拠について。

会社視点でどのように考えているのか。例えば、前払い給与や退職金で支払う場合は特に上限はないが、その点と比較してどのように考えるか。

個人視点でどのように考えるのか。例えば、DCの加入者掛金は拠出時非課税で給付時は課税となっていることについてはどのように考えるか。また、加入者掛金がない場合でも個人にとっては企業年金制度の給付を一時金で取得した場合、特に上限がない退職金と同様の給付時課税になるがその点についてどのように考えるか。

拠出上限を超えた部分については税負担を求めるなどの対応は考えられないか。その場合どのような問題が考えられるか。

■拠出限度額のあり方についての論点（例）

- ・拠出限度額の水準を見直す必要性はあるか。ある場合は拠出限度額の具体的な水準や算出方法をどのように考えるか。

- ・企業型DCの拠出限度額は、確定給付企業年金（DB）単位や加入者単位にDBの給付水準を考慮して設定すべきか。すべき場合はその理由は何か。

- ・DBはDCと異なる給付設計だが、DBに相当する掛金をどのように数理的に評価すべきと考えるか。その方法は実運営における負荷を考慮しているか。

- ・DBの数理的に評価した掛金相当額（以下、DB仮想掛金額）を導入する場合、DB仮想掛金額が現行月額2.75万円より大きくなる場合等で既存の企業型DCの拠出額が支払えなくなった場合、どのようなことが想定されるか。その対策をどう考えるか。

- ・企業型DC等において拠出上限額まで拠出できていない期間が存在することがあるが、そのことについてどのように考えるか。また、どのような対策が考えられるか。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題8 (3枚目)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型DCと個人型確定拠出年金（個人型DC）の拠出限度額の公平性をどう考えるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度間の公平性の確保と制度の分かりやすさについて煩雑にしすぎると、企業年金制度の普及の阻害要因となりかねないがその点をどのように考えるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出上限額は非課税枠の議論であるが、企業年金制度に限定して捉えるのではなく、老後の所得確保に繋がる個人年金、NISA、貯蓄等を含めて検討する必要性はないか。